

九州地区所有者不明土地連携協議会

令和3年度 第1回講習会

九州地方整備局

令和3年12月8日

1

【本日の講習内容】

13:15～13:30

- ・ ガイダンス

所有者不明土地法および協議会の概要等

九州地方整備局

13:30～14:00

- ・ 所有者不明土地問題に係る各種施策の進捗状況等について

福岡法務局

14:10～16:45

- ・ 土地の権利者の特定から用地協議の進め方について

(一社)日本補償コンサルタント協会 九州支部

後日メール送付予定

- ・ アンケート

※ご協力をお願いします。

2

【ガイダンス】

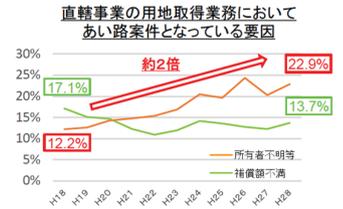
- 所有者不明土地法の概要について
- 協議会の概要について
- 国土交通省職員の派遣について
- その他

背景・必要性

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、**所有者不明土地(※)が全国的に増加**している。
- (※)不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地
- 今後、相続機会が増加する中で、**所有者不明土地も増加の一途をたどる**ことが見込まれる。
- **公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。**

平成28年度地籍調査における所有者不明土地

- ・不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合(所: 約 **20%** 所有者不明土地の外縁)
- ・探索の結果、最終的に所有者の所在が不明な土地(最狭義の所: **0.41%** 所有者不明土地)



経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)
 ・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、…公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、…等について、…必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。

法律の概要

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み 【平成31年6月1日施行】

反対する権利者がおらず、建築物(簡易な構造で小規模なものを除く。)がなく現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

① 公共事業における収用手続の合理化・円滑化(所有権の取得)

- 国、都道府県知事が事業認定(※)した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定(審理手続を省略、権利取得裁判・明渡裁判を一本化) (※)マニュアル作成等により、認定を円滑化

② 地域福利増進事業の創設(利用権の設定)

- 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告
- 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権(上限10年間)を設定(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能)



2. 所有者の探索を合理化する仕組み 【平成30年11月15日施行】

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど(※) 合理化を実施。(※)照会の範囲は親族等に限定

① 土地等権利者関連情報の利用及び提供

- 土地の所有者の探索のために必要な公的情報(固定資産課税台帳、地籍調査票等)について、行政機関が利用できる制度を創設

② 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

- 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み 【平成30年11月15日施行】

財産管理制度に係る民法の特例

- 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設(※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている)

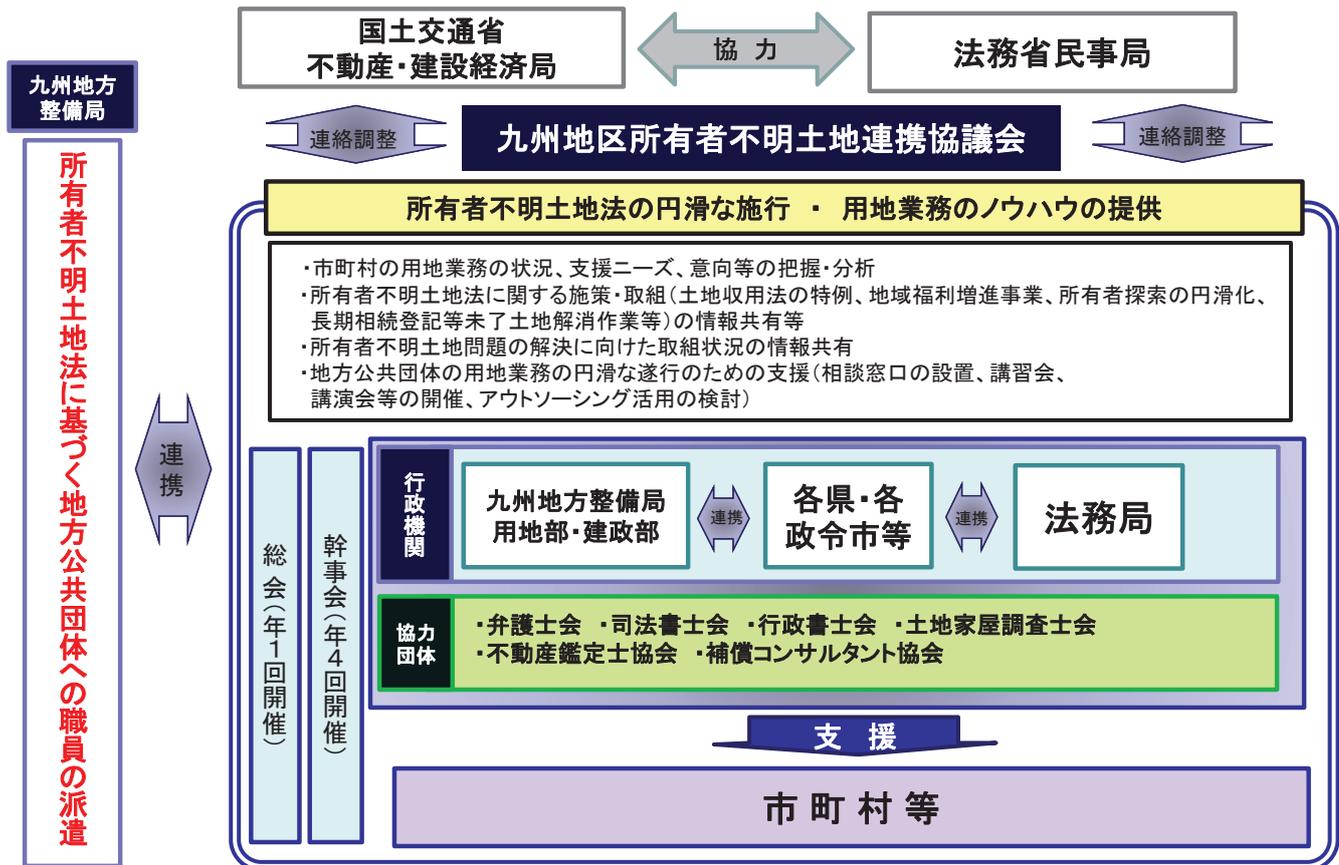
【目標・効果】 ○ 所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得まで)： 約1/3短縮(約31→21ヵ月)

○ 地域福利増進事業における利用権の設定数： 施行後10年間で累計100件

九州地区所有者不明土地連携協議会

平成31年1月30日設立

構成員 整備局、法務局、九州7県、3政令市、全市町村、関係士業団体の計273機関



背景・概要

＜背景＞

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により所有者不明土地が全国に増加しており、所有者等の探索が困難
- 地方公共団体においては、所有者の探索をはじめとする用地取得業務に関する専門的な知識を有する職員が不足が課題

＜所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第41条＞

地方公共団体の長は、地域福利増進事業等の実施の準備のためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができる。

- ◆ 地方公共団体における公共事業等の実施の準備のため国交省職員が土地所有者等の探索の経験や所有者不明土地法に基づく探索方法を踏まえ、具体的な探索方法、留意点等について助言等を行います。
- ◆ 国交省職員の派遣期間については、日帰り～数日間とし、所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣します。（派遣する職員の旅費等は、地方公共団体の負担になります。）

派遣手続



行政機関限り

所有者不明の土地でお困りではありませんか？

こんなときに

- 国に職員の派遣をお願いしたい
- 所有者不明土地についての相談をしたい

ご利用下さい

きめ細やかな支援を行います

地方公共団体のための所有者不明土地対策に関する支援について

国土交通省 九州地方整備局

1 九州地方整備局 HP トップページ

2 トップページ下部の組織別一覧

3 所有者不明土地 補償コンサル 所有者不明土地に関する情報をクリック

4 所有者不明の土地に関する情報

九州地区所有者不明土地連携協議会

- 九州地区所有者不明土地連携協議会規約【令和2年9月11日改正】(R2.10.9)
- 令和2年9月11日第3回通常総会の議事概要 (R2.10.9)
- 「地方公共団体のための所有者不明土地対策に関する支援について」(R3.1)

用地部をクリック

クリック！

事務連絡

令和2年10月14日

九州地区所有者不明土地連携協議会(各県)幹事 殿

九州地方整備局用地部用地企画課 (九州地区所有者不明土地連携協議会事務局)

所有者不明土地法に基づく国土交通省職員派遣の「事前相談」の活用について(案内)

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

所有者不明土地法第41条にかかる職員派遣については、昨年度国土交通省が実施したニーズ調査において、全国的にも自治体から当該派遣制度を活用したいとの調査結果が得られておりますが、実態として、いまだ十分に活用がなされておられません。

そこで、さらにこれを各自治体が利用しやすくするため、所有者不明土地法第41条に基づく正式要請の前段階である「事前相談」の位置づけで、国交省職員が直接出向いて相談を受けますので、「相談案件ヒアリング」の実施について調整方よろしくお願い致します。

つきましては、各県におかれましては自治体に周知いただくとともに、相談の要望がございましたら、随時、事務局まで御報告下さい。

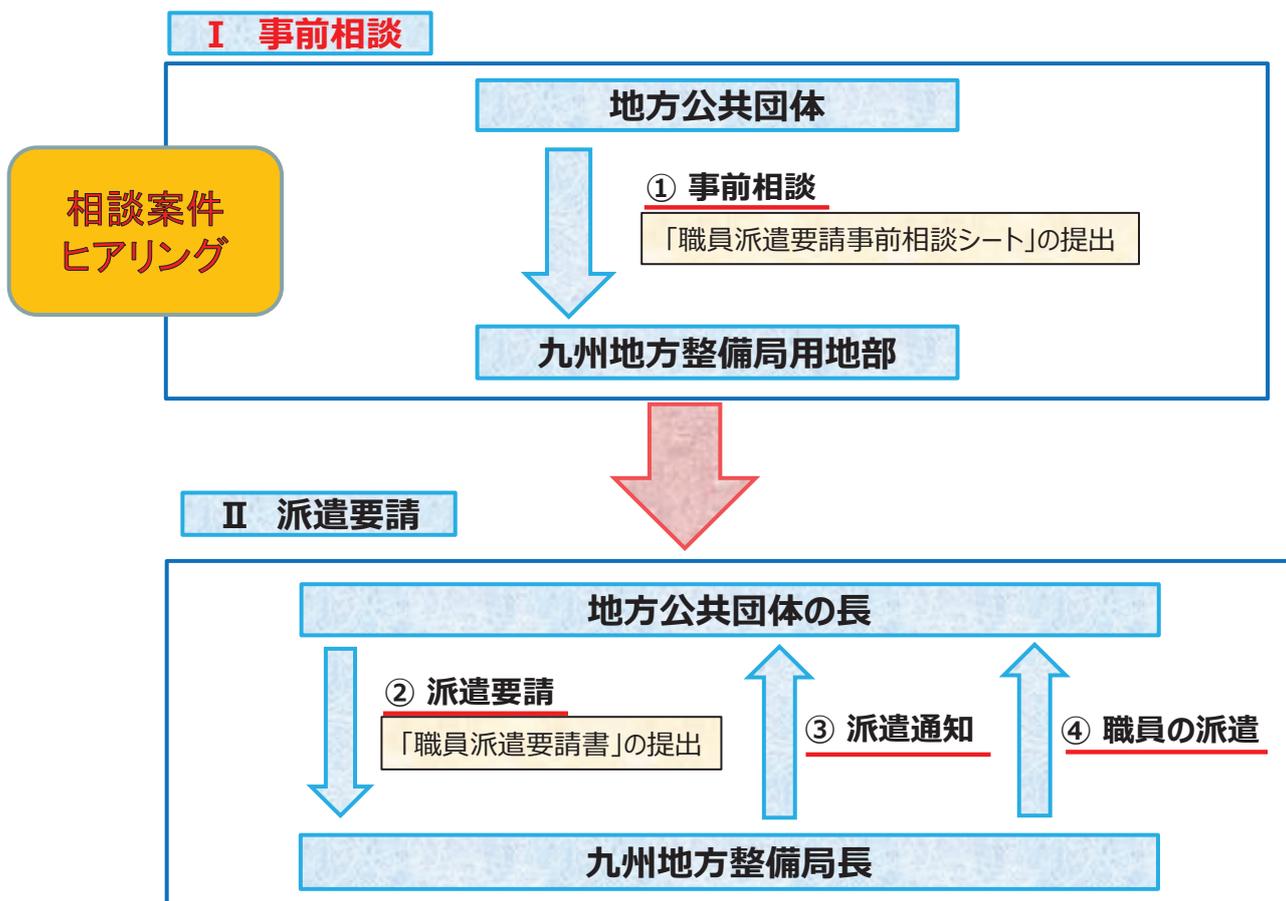
なお、ヒアリングを受けて案件によっては、正式な職員派遣につなげて対応していくこととなります。(希望多数の場合は時期を調整させていただく場合もございます。)

※この「事前相談」は、所有者不明土地問題だけでなく、補償方針や、その他用地買収にまつわる案件について幅広く、相談を受けるものです。

※実施場所については、県庁又は振興局単位等を想定しています。

※「ヒアリング」の整備局職員の出張に伴う旅費については、整備局で負担致します。

国土交通省職員派遣要請の流れ



事務連絡
令和2年9月2日

各県、市町村
用地事務担当部署 各位

九州地区所有者不明土地連携協議会(九州地方整備局用地部用地企画課)

令和2年7月豪雨により被災した地方公共団体に対する所有者不明土地連携協議会を活用した支援について

このたびの7月3日からの一連の豪雨により、九州各地で甚大な被害が発生することとなりました。

被災された全ての皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

また、災害対応に当たられた関係機関の皆様のご尽力に対しまして、改めて敬意を表する次第です。

被災地域においては、迅速な復旧が求められているところと存じます。

つきましては、復旧に向けてご努力される中、所有者探索、用地協議手法等についてお困りの問題もあろうかと思えます。そのような中、所有者不明土地連携協議会として支援させていただきたいと考えておりますので、用地取得等技術的な支援が必要な際には、所有者不明土地連携協議会の相談窓口の活用のご検討をお願い致します。

また、相談内容によっては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第41条の規定による国土交通省職員の派遣を要請することも可能ですので併せて検討いただければと存じます。

台風等により被災した地方公共団体に対する支援について

台風等により被災を受けた地方公共団体におけるライフライン等の復旧加速のため、所有者不明土地等の用地取得を、「所有者不明土地連携協議会」が支援します。

○相談

「所有者不明土地連携協議会」事務局が設置されている地方整備局用地部を窓口として、所有者不明土地の権利者探索、外部専門家へのアウトソーシングの活用助言など用地業務の相談を受け付け、協議会構成員が一体となり、地方公共団体を支援します。(相談内容に応じて構成員である土業団体へ照会します。)

○職員派遣

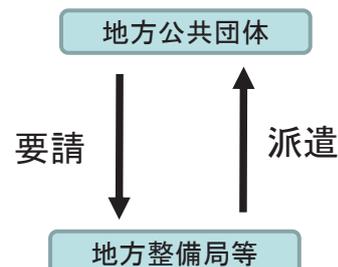
所有者不明土地法第41条を基に、地方公共団体から要請があった場合、地方整備局職員を地方公共団体へ派遣し、所有者探索に関する専門的な知識の提供にあたります。

相談

用地業務の主な相談対象項目

- ・土地・建物の権利者の調査
- ・土地の測量
- ・建物等の調査
- ・土地の評価
- ・建物等の補償金額の算定
- ・用地交渉
- ・契約
- ・登記・土地引渡し

職員派遣



日帰り～数日程度の比較的短期間で実践的なノウハウの提供を行います

※職員派遣に係る費用は地方公共団体の負担

【事例の概要】

A市より、事業用地に所有者の一部が不在(※)の土地があるため、所有者の探索の方法についての技術的支援を求められた。

※旧土地台帳には、その所有者と思料される者と一文字違いの氏名が記載されており、その者の名前では戸籍が存在し、その者の相続人は不在者1名・海外渡航者4名(住所不明)であった。

【経緯】

H31.2.15 A市より活用希望の申出があり、調整を開始

H31.2.25 A市より派遣要請(職員派遣要請書の提出)

H31.2.26 地方整備局より派遣通知をA市へ発出

H31.2.28 職員派遣(第1回)

H31.3.11 職員派遣(第2回)

【派遣の内容】

第1回(2時間30分)

これまでの探索の結果について説明を受けた後、追加調査(地籍調査票の調査)や法務局への相談の必要性を助言

第2回(2時間)

追加調査(他の共有者への聞き取り調査等)の必要性のほか、想定される用地取得方法(不在者財産管理人の選任、土地収用、共有持分分割請求)を助言

【派遣の成果】

助言を踏まえ、財産管理人を選任、R2.11月中には登記まで終えて、本手続が完了。

12

(国土交通省職員派遣)事前相談事例について(～R2)

【事例の概要】

B市より、運動公園整備事業の事業用地に所有者の(事業認可済)運動公園整備事業において、相続人32名のうち、3名が内諾を得ておらず、また別の1名がブラジルに渡航しており行方不明であるが、裁定申請可能かどうかについて相談があった。

この案件について、事業認可による都市計画事業であるため所有者不明土地法の適用は可能となる場合があるものの、裁定の可否について予断を持って回答はできない旨伝えた。

【B市からの相談後】

B市にて、不在者財産管理人制度を用い、弁護士を不在者財産管理人として選任した上で、権限外行為許可を得て、B市と契約締結した

【事例の概要】

C町より、町道事業にかかる山林が多数相続案件であり、対応方法について相談があった。この案件について、多数相続案件の手紙による接触の開始方法等細やかな相続人との協議方法や、さらには別の方法として用地説明の業務委託の活用について提案した。

【C町からの相談後】

C町にて、検討中。

13

【事例の概要】

D市の 災害復旧事業における表題部所有者不明土地について、用地取得の相談があった。この案件について、法務局の表題部解消作業に依頼することを提案するとともに、認可地縁団体制度による登記手続きの特例を提案した。

【D市からの相談後】

D市内部にて検討の結果、法務局の手続きを依頼する方向を検討中。

【事例の概要】

E市の 災害復旧事業において、境界未確定土地について、用地取得の相談があった。この案件について、筆界特定制度活用を提案するとともに、過去の国調時の立会の経緯から問題点を整理、洗い出しを行うことを提案した。

【E市からの相談後】

E市内部にて問題点精査の結果、未確定当事者により負担を前提とし協議を開始。

所有者不明土地法の円滑な運用に向けた地域支援 (モデル調査)

- 平成30年6月に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の円滑な運用のため、地域福利増進事業等に係るモデル的な取組について、事業を実施したいと考える者による所有者の探索、事業計画の策定、関係者との調整、専門家の派遣等に要する経費を支援
- 支援した事例を通じて、事業化のノウハウ、関係者の役割分担等についての取組の成果を国で分析・整理し、他地域への普及・横展開を促進

第1次公募採択4件 (令和元年6月)

調査地域	応募主体	調査概要
千葉県 八千代市	自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理事業により換地された土地の一部に所有者不明土地があり、管理不全の状態。 ・ 地区内には自治会所有の集会所がないことから、当該所有者不明土地を活用した地域福利増進事業による集会所(公民館に類似する施設)の整備・適正管理を検討。
新潟県 南蒲原郡 田上町	一般社団法人 (福祉関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竹が繁茂するなど、管理不全の状態となっている所有者不明土地について、竹林を活かした地域住民の交流の場・福祉団体の活動の場等としての活用に向け、地域福利増進事業による公園や広場等の整備・適正管理を検討。
長野県 上田市	一般社団法人 (まちづくり関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の里山集落内に点在する所有者不明土地が管理不全の状態、観光地における景観上の阻害要因等になっていることから、地域福利増進事業による公園や広場等の整備・適正管理を検討。
兵庫県 川西市	個人 (土地所有者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募者所有地の隣接地の所有者が不明で、20年以上前に発生した火災の瓦礫が放置され、雑草繁茂や不法投棄、強風・豪雨等に伴う近隣への悪影響が発生。 ・ 地域の防災性の向上、生活環境の向上等を図るため、当該所有者不明土地について、地域福利増進事業による防災空地や地域の菜園(公園)等の整備・適正管理を検討。

第2次公募採択1件 (令和元年8月)

調査地域	応募主体	調査概要
新潟県 粟島浦村	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年6月に発生した山形県沖を震源とする地震を契機に、津波等を想定し、新たに高台に安全な避難場所の確保が必要と認識されたことから、雑草が繁茂するなど、管理不全の状態となっている高台の所有者不明土地について、地域福利増進事業による防災空地の整備・適正管理を検討。

第3次公募採択1件 (令和元年11月)

調査地域	応募主体	調査概要
山口県 山口市	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心商店街における防災性の向上や賑わいの創出を目的とする狭隘道路の改善とあわせて隣接する所有者不明土地について、広場の整備を検討。

- 所有者不明土地対策に関し、地方公共団体やNPO、民間事業者等が単独もしくは連携して行う地域福利増進事業等の実施に係る先進的な取組に対し、国がその実施に要する費用の一部を国の直轄調査を通じて支援するもの。
- 取組の成果は、個人情報等を除き公表し、全国の自治体等への取組の展開を図ります。

令和2年度 第1次公募採択 6件（令和2年6月）

調査地域	応募主体	調査概要
北海道 旭川市	NPO	市内に点在する管理不全状態の所有者不明土地について、生活環境の改善等を図るため、地域福利増進事業による広場や雪捨て場等の整備・適正管理を検討。
千葉県 八千代市	任意団体	新興住宅地域内において、雑草が繁茂するなど、管理不全状態の所有者不明土地について、地域住民の交流促進を図るため、地域福利増進事業による菜園(公園)等の整備・適正管理を検討。
新潟県 南蒲原郡 田上町	一般社団法人 (福祉関係)	竹の繁茂など、管理不全状態の所有者不明土地について、竹林を活かしたイベント等を通じ地域交流や青少年育成の場等として活用を図るため、地域福利増進事業による緑地の整備・適正管理を検討。
兵庫県 川西市	任意団体	20年以上前の火災の瓦礫が放置され、雑草繁茂や不法投棄、強風・豪雨等に伴う近隣への悪影響が発生する等、管理不全状態の所有者不明土地について、地域の防災性や生活環境の向上等を図るため、地域福利増進事業による防災空地や地域の菜園(公園)等の整備・適正管理を検討。
山口県 山口市	地方公共団体	中心商店街における防災性の向上や賑わいの創出を目的とする狭隘道路の改善とあわせて、隣接する所有者不明土地について、広場の整備・適正管理を検討。
福岡県 北九州市	株式会社	中心商店街において、空き家・空き店舗を含む管理不全状態の所有者不明土地について、商店街の活性化等を図るため、地域福利増進事業による購買施設及び学校施設等による整備・適正管理を検討。

令和2年度 第2次公募採択 1件（令和2年9月）

調査地域	応募主体	調査概要
福岡県 筑紫野市	一般社団法人 (不動産関係)	管理不全状態の所有者不明土地について、生活環境の改善及び隣接する空き家の流通促進等を図るため、地域福利増進事業による公園(ポケットパーク)等の整備を検討する。

16

令和3年度 第1次公募採択 6件（令和3年6月）

調査地域	応募主体	調査概要
北海道 旭川市	NPO	市内に点在する管理不全状態の所有者不明土地の内の1箇所について、地域福利増進事業によって、児童や高齢者等が利用する地域の公園としての整備を検討する。
新潟県 南蒲原郡 田上町	一般社団法人 (福祉関係)	竹が繁茂し、管理不全状態となっている所有者不明土地について、地域福利増進事業による竹林の適正管理、緑地としての整備を図ることで、竹林を活かしたイベント等を通じた地域交流や青少年育成の場としての活用を検討する。
千葉県 八千代市	一般社団法人 (まちづくり関係)	住宅地内の道路脇の木が生い茂る管理不全状態の所有者不明土地を地域福利増進事業によって適正に管理し、災害時に備えた通路等としての確保を検討する。
東京都 八王子市	NPO	住民の高齢化が進行する住宅団地内において、点在する管理不全状態の所有者不明土地について、生活環境の改善、地域の防災性の向上、高齢者の交通利便性の向上に資することを目的として、地域福利増進事業によりソーラーシェアリング等の再生可能エネルギーを推進する土地利用を検討する。
兵庫県 川西市	任意団体	20年以上前に発生した火災の瓦礫が放置され、雑草繁茂や不法投棄、強風・豪雨等に伴う近隣への悪影響が発生するなど、管理不全状態の所有者不明土地について、地域の防災性の向上、生活環境の向上等を図るため、地域福利増進事業による防災空地や地域の菜園(公園)等の整備・適正管理の方法を検討する。
鹿児島県 奄美市	一般社団法人 (まちづくり関係)	相続人の中に行方不明者がいる所有者不明土地について、障がい者の就労支援や育児支援に資する社会福祉施設等、地域の生活利便向上を図るための地域福利増進事業を検討する。

令和3年度 第2次公募採択 1件（令和3年9月）

調査地域	応募主体	調査概要
愛知県 稲沢市	士業団体	現状、更地で利用・管理されていない土地を広場として整備し、近隣住民に利便を供する地域福利増進事業の実施を検討する。

17

- 管理不全土地等対策に関し、行政と民間の専門家等により構成し、地域における相談体制の構築や空き地・空き家の情報共有をしつつ、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング・コーディネート、土地所有者等に代わる管理などの機能を担うランドバンクの活用等に関する 取組に対し、国がその実施に要する費用の一部を国の直轄調査を通じて支援する。
- 取組の成果は公表し、全国の自治体等への展開を図ります。

支援対象6件（令和2年6月）

主な調査地域	応募団体名	調査概要
山形県 鶴岡市	特定非営利法人 つるおかランド・バンク	つるおかランド・バンクがこれまで空き家・空き地について窓口や相談会等を通して対応してきた相談内容を分析報告書として分析・整理を行う。また、相談事例のうち、成約・未成約事例を分析し、接道条件・地理的条件を踏まえた区画再編等による解決策の検討を行う。
山形県 上市市	NPO法人 かみのやまランドバンク、山形県上市市	市の空家等対策計画においてランドバンクエリアとして位置づけがされた中心市街地の区域内において、空き家・空き地の解消に向けて、コーディネートによる区画再編を進めるための環境整備を行い、利活用に至るまでの空き地の効率的な管理手法を検証する。
千葉県 八千代市	緑が丘西自治会	管理不全土地について土地所有者の探索や適正管理、住民利用の促進及びマッチングを行う。また、土地等の不動産管理に係る収入を得る方式を検討するとともに、低未利用の不動産の管理を実施可能な組織の法人化を進める。
兵庫県 神戸市	一級建築士事務所 こと・デザイン	所有者や自治会に代わる第三者による空き地の管理・活用の実現に資する、地域密着の情報・ネットワークを備えたプラットフォーム構築に向け、空き地の権利調査や支援メニューの調査整理等を行うとともに、市の支援制度やランドバンクのあり方について検討を行う。
兵庫県 尼崎市	兵庫県	密集市街地において、空き家・空き地の寄附又は低廉売却を受け、解体・敷地統合・区画再編等により土地の有効活用を行う際の採算性や課題等を登記情報調査や区画再編シミュレーション等を行い検証し、NPOや不動産事業者等が主体となって、ランドバンクを運営していくことの実現性・継続性を検証する。
鹿児島県 奄美市	一般社団法人 しま・ひと・たから	若者が都会に出ることなどにより管理不全土地が増加している離島において、所有者探索方法の検討や、宅地建物取引士や建築家と連携した空き地の活用法の検討、空き地の相談窓口の設置や管理不全土地に関する情報の蓄積・発信を行う。

18

支援対象 第1次公募採択 4件（令和3年6月）

主な調査地域	応募団体名	調査概要
大阪府 羽曳野市	一般社団法人 森林国土ドローンAI推進機構	空き家調査アプリと自動集計クラウド、GISをベースとした、低コストで実用的な現地調査の手法や有用なデータを検討する。また、自治体の実態調査に要する項目及び、ランドバンクとしての登録に要する項目の双方について検討する。
兵庫県 神戸市	一級建築士事務所 こと・デザイン	空き地の管理・活用体制モデルの構築に向けて、①土地所有者にとって役立つサービス(草刈り・見守り・暫定活用による収益化・土地境界や登記などの相談)の整理・周知、②草刈りサービスのモデル実施・検証、③空き地暫定活用化サービス(レンタル菜園化事業)のモデル実施・検証を行う。
広島県 三原市	広島県	地元住民組織(まちづくり協議会)、自治体(広島県、三原市)、まちづくり会社でランドバンク協議会を組成し、区画再編エリアの設定・概略設計等を行う。事業にあたっては、司法書士や宅建業者等から構成される専門家チームを活用し、空き家・空き地所有者に対し専門的なアドバイスや支援を行う。
全国	(株)株式会社オープン・エー	公的不動産活用の普及促進に向けて、①公的団体の登録状況等の調査・把握、②本サービスを利用または利用を検討している公的団体や、不動産流通や公民連携に関連する分野の専門家等へのヒアリング、③課題の再整理及び改善策の検討を行う。

支援対象 第2次公募採択 2件（令和3年9月）

主な調査地域	応募団体名	調査概要
兵庫県 川西市	一般社団法人地方創生パートナーズ	関係する自治会、コミュニティ協議会、行政、大学、民間法人、有識者・専門家、金融機関等で組成する協議体を設置し、住民参画協働のもと対象未利用土地の利活用を促進し、まちづくりを推進する。事業にあたっては、住民ワークショップや地域住民への情報共有、相談体制等の構築を通じ、課題解決をはかる。
鹿児島県 西之表市	株式会社川商ハウス	中心市街地等の低未利用地の活用の促進にむけて、①利活用のモデルケースを作り、イベント企画等を通じ需要の喚起を図る。②土地家屋調査士・司法書士のバックアップの下、島内外の不動産所有者に向けたセミナー等、低未利用地の利活用に関する広報活動を実施する。

19